

手続名
介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請手続

担当課・係（連絡先）
高齢者福祉課（049-251-2711 内線392）

手続説明

- ・概要
衛生管理面などで福祉用具貸与（レンタル）になじまない、入浴やトイレで使う福祉用具について、購入にかかった費用の9割相当額が「福祉用具購入費」として償還払いで支給されます。
なお、支給額は、支給限度基準額（10万円）の7～9割（7～9万円）が上限となります。
- 対象種目
①腰掛便座
②自動排泄処理装置の交換可能部品
③入浴補助用具
④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具部分
- ・対象者
要支援・要介護認定を受けている在宅の方

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・福祉用具購入費支給申請書
- ・販売計画書
- ・サービス担当者会議録の写し
- ・購入品のカタログ
- ・領収書原本、コピー

手続詳細URL
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo_sogoiigyo/2012-0312-0943-37.html

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし